# 相模原市エコアクション２１設備導入支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例（平成２４年相模原市条例第８８号。以下「条例」という。）第１１条の規定に基づき、市内の中小規模事業者による脱炭素に向けた取組を促進するため、エコアクション２１（以下「ＥＡ２１」という。）の認証・登録を取得した中小規模事業者に対し、相模原市エコアクション２１設備導入支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和４５年相模原市規則第２３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）中小規模事業者　条例第１１条に規定する事業者をいう。

（２）エコアクション２１　一般財団法人持続性推進機構による認証制度をいう。

（３）補助対象設備　地球温暖化の防止に資する未使用の省エネルギー設備のうち、事業の用にのみ供する設備であって、別表１に掲げるものをいう。

（４）更新　既存の設備を撤去・処分し、替わりに別表１に掲げる同一の設備を設置することをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、ＥＡ２１の認証・登録を取得している中小規模事業者であって次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

（１）ＥＡ２１認証・登録の対象範囲となる事業所を市内に置くもの。

（２）市税に滞納がないこと。

（３）この要綱による補助金の交付を２回以上受けていないこと。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

（１）相模原市暴力団排除条例（平成２３年相模原市条例第３１号。以下「暴力団排除条例」という。）第２条第３号に規定する暴力団員

（２）暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団

（３）法人又は団体にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者が

あるもの

３　市長は、必要に応じ、補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)が前項各号のいずれかに該当するか否かについて、神奈川県警察本部に対して確認を行うことができる。この場合において、当該確認のために個人情報を神奈川県警本部に提供するときは、本人の同意を得なければならない。

(補助金の制限)

第４条　補助金の申請は、ＥＡ２１の認証・登録を取得している事業者につき、２回限りとする。ただし、同じ年度内に２回申請することはできない。

(補助対象事業)

第５条　規則第２条第２号に規定する補助事業等は、この要綱において、市内に所在しＥＡ２１認証・登録の対象範囲となる事業所に設置されている設備を補助対象設備に更新する事業（以下「補助事業」という。）であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

（１）直近のＥＡ２１環境経営レポートで二酸化炭素排出量の削減、エネルギー消費量の削減について目標が定められていること。

（２）補助対象経費の総額から国又は地方公共団体及びその他の団体からの補助金、寄附金その他の収入の額を控除した額が３０万円以上の事業であること。

（３）補助事業に関し、本市の他の補助金を受けていないこと又は受ける予定が無いこと。

（４）補助対象設備を導入する事業所が自己の所有でない場合は、書面により所有者から導入の承諾を受けていること。

(補助対象経費)

第６条　補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業を実施するために必要な経費であって、別表２に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税額は含まないものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する費用は、補助対象経費に含めることができない。

（１）申請者が取り扱っている補助対象設備を申請者自身から調達する費用

（２）申請者自らが行う補助対象設備の運搬及び設置に要する経費

(補助金の額及び補助率)

第７条　補助金の額は、予算の範囲内において、前条の規定により算定した補助対

象経費(国又は地方公共団体及びその他の団体からの補助金、寄附金その他の収入がある場合は、これを補助対象経費から控除する)の３分の１以内の額とし、１００万円を上限とする。

２　前項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第８条　規則第４条第１項の規定による補助金交付申請書及び同項第１号から第３号に定める書類の様式は、次の各号に定める。

（１）補助金交付申請書(第１号様式)

（２）補助事業等計画書(第２号様式)

（３）収支予算書(第３号様式)

（４）補助金等概要調書(第４号様式)

２　規則第４条第１項第５号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

（１）ＥＡ２１の認証・登録証の写し

（２）暴力団又は暴力団員に該当しないことの誓約書及び同意書(第５号様式)

（３）申請者が法人の場合は、役員等氏名一覧表(第６号様式)

（４）申請者が法人にあっては申請日より３か月以内に発行された履歴事項全部証明書の写し、個人事業者にあっては所管税務署の受付印のある個人事業の開業・廃業等届出書又は所管税務署の受付印のある直近の所得税の確定申告書Ｂ第一表の写し

（５）履歴事項全部証明書の写し等により補助事業を実施する事業所の所在が確認できる書類(営業許可証、法人設立・開設届、公共料金の支払書類等)

（６）相模原市の税務部門が発行する未納の税額がない証明書

（７）補助事業に係る工事及び金額の内訳が確認できる見積書等の写し

（８）補助事業により更新した設備が別表１に掲げるいずれかの基準を満たすことが分かる書類又は書類の写し(カタログや仕様書等)

（９）直近の環境経営レポート

（１０）国又は地方公共団体及びその他の団体からの補助金、寄附金その他の収入がある場合は、その補助額等がわかるものの写し

（１１）補助事業により導入する設備の設置予定場所の現況写真及び配置予定図

（１２）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

３　規則第４条第１項の規定による交付申請は、別に定める期間に行わなければならない。

４　規則第４条第１項第４号に規定する書類の提出は、同条第２項の規定により、これを要しない。

（施工業者の選定）

第９条　申請者は、補助対象設備について、可能な限り市内で生産されたものを選択するとともに、工事の施工に関しては、可能な限り市内事業者を選定するよう努めなければならない。

（交付の決定）

第１０条　規則第５条第２項の規定による通知は、相模原市エコアクション２１設備導入支援補助金交付決定通知書（第７号様式）によるものとする。

（申請の取下げ）

第１１条　規則第７条第１項の規定による申請の取下げを行う場合には、相模原市エコアクション２１設備導入支援補助金交付申請取下申請書（第８号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

２　規則第７条第１項の規定による市長の定める期日は、補助金の交付決定を知った日から１４日以内とする。

（計画変更の承認等）

第１２条　規則第１０条第１項各号に定める申請は、補助事業等計画変更（中止・廃止）申請書（第９号様式）によるものとする。

２　規則第１０条第２項の規定による市長への報告は、完成の予定日から起算して３０日以内に完成する場合にあっては、これを要しない。

３　規則第１０条第４項の規定による通知は、補助金交付決定変更（取消）通知書（第１０号様式）によるものとする。

４　補助事業計画の変更に伴う補助金交付決定額の増額は、これを認めない。

（実績報告）

第１３条　規則第１４条第１項に規定する報告は、相模原市エコアクション２１設備導入支援補助金実績報告書（第１１号様式）によるものとする。また、同条第１項第１号及び第２号に規定する様式は、次の各号に定める。

（１）収支決算書（第１２号様式）

（２）補助事業等実績調書(第１３号様式)

２　規則第１４条第１項第３号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

（１）補助事業により導入した設備の設置状態が確認できる写真及び設備の配置図

（２）工事請負契約書の写し

（３）補助対象経費の支出を証する書類(補助対象経費の内訳が記載されたものであって、消費税及び地方消費税額が確認できるものに限る。)

（４）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

３　規則第１４条第１項の規定による報告は、補助事業完了の日から３０日以内又は補助事業を行う年度の２月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金等の額の確定等)

第１４条　規則第１５条の規定による通知は、相模原市エコアクション２１設備導入支援補助金額確定通知書(第１４号様式)によるものとする。

(補助金の請求)

第１５条　規則第１８条第１項の規定による交付の請求については、相模原市エコアクション２１設備導入支援補助金交付請求書(第１５号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）相模原市エコアクション２１設備導入支援補助金交付決定通知書の写し

（２）第１２条第３項の規定による承認を受けた場合にあっては、補助金等交付決定変更（取消)通知書の写し

（３）相模原市エコアクション２１設備導入支援補助金額確定通知書の写し

（４）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第１６条　規則第２４条の規定は、第１２条の規定による取消しをする場合について準用する。

(補助金の返還)

第１７条　規則第２５条の規定による返還は、相模原市エコアクション２１設備導入支援補助金返還請求書(第１６号様式)によるものとする。

(財産の処分の制限)

第１８条　規則第２８条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の

耐用年数等に関する省令(昭和４０年大蔵省令第１５号)で定める期間とする。

２　交付対象者は、前項の規定により定められた期間内において、補助金の交付を受けた物品等を処分しようとするときは、あらかじめ相模原市エコアクション２１設備導入支援補助金財産処分承認申請書(第１７号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

３　前項の規定による書類の提出があった場合はその内容を審査し、承認の可否を決定したときは、相模原市エコアクション２１設備導入支援補助金財産処分承認通知書(第１８号様式)又は相模原市エコアクション２１設備導入支援補助金財産処分不承認通知書(第１９号様式)により交付対象者に通知するものとする。

４　市長は、前項の承認をした交付対象者に対し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(効果の把握)

第１９条　市長は、補助事業者に対して、補助事業の実施による事業効果を把握するために必要な事項について、報告を求めることができる。

(公表)

第２０条　市長は、前条の規定により補助事業者から報告のあった内容その他補助事業の実施に関する事項について、必要に応じて公表することができる。

(協力)

第２１条　補助事業者は、補助事業による成果の発表その他市長が必要と認める事項について、協力を行うものとする。

(委任)

第２２条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和６年１月４日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表１(第２条第１項第３号関係)

| | |
|---|---|
| 省エネルギー設備 | |
| | 高効率空調設備(既存設備を更新する場合であって、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく当該設備の判断基準に適合する設備(以下「グリーン購入法調達基準に適合した設備」という。)もしくはエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づく当該設備の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準を満たす設備(以下「トップランナー基準を達成した設備」という。)に限る。) |
| | 高効率照明設備(既存設備を更新する場合であって、グリーン購入法調達基準に適合した設備もしくはトップランナー基準を達成した設備に限る。) |
| | 高効率給湯設備(既存設備を更新する場合であって、グリーン購入法調達基準に適合した設備もしくはトップランナー基準を達成した設備に限る。) |
| | 業務用冷凍冷蔵設備（ショーケースを含む）（既存設備を更新する場合であって、トップランナー基準を達成した設備に限る。) |
| | 交流電動機（圧縮機・送風機・ポンプ単体）（既存設備を更新する場合であって、トップランナー基準を達成した設備に限る。) |
| | 変圧器（既存設備を更新する場合であって、トップランナー基準を達成した設備に限る。) |

別表２(第６条第１項関係)

| 経費の区分 | 内容 |
|---|---|
| 設備費 | 補助対象事業の実施に必要な機械装置・建築資材等の購入等に要する経費(当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く。) |
| 工事費 | 補助対象事業の実施に必要な据付等の工事に要する経費(既存設備の廃棄処分に係る経費を除く。) |
| 諸経費 | 補助対象事業の実施に直接必要な経費及び間接工事費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費) |